

5. お子さんが小学校～中学校に通われているとき

学習や生活支援

●就学援助

経済的な理由により、小学校や中学校に通うお子さんの就学にお困りで、援助を希望する保護者の方を対象に、学用品など必要な費用を援助します。

<対象となる費用の例>

学用品費、新入学学用品費、学校給食費、
修学旅行費、校外活動費 等
(市町村によって取扱いが異なります。)

詳しくは、お子さんが通われている学校、又はお住まいの市町村の教育委員会へお尋ねください。

●放課後児童クラブ

就労などにより保護者の方が昼間いないご家庭のお子さんを対象に、一定時間お預かりして居場所を提供しています。

市町村によって取扱いが異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の子育て担当課にお問い合わせください。



5. お子さんが小学校～中学校に通われているとき

Pick UP

意外と知られていませんが、児童扶養手当を受けている方はＪＲの通勤定期が割引になります。



● ＪＲ特定者用定期乗車券割引制度

児童扶養手当証書をお持ちの方は、「特定資格者証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」を発行してもらうことで、通勤定期乗車券が **3 割引** になります。(通学定期乗車券は割引になりません。)

1. 市町村の窓口で特定者資格証明書・特定者用定期乗車券購入証明書を発行してもらう。

＜特定者資格証明書の発行に必要なもの＞

- ・児童扶養手当証書
- ・証明写真

(縦 4cm× 横 3cm、最近 6 ヶ月以内に撮影したもの)

※特定者資格証明書の交付を受けることで、特定者用定期乗車券購入証明書を発行してもらえます。

※特定者資格証明書は 1 年間、特定者用定期乗車券購入証明書は 6 ヶ月間有効です。

2. 特定者用定期乗車券購入証明書をＪＲの定期券発売窓口に提出し、特定定期券を購入する。

詳しくは、お住まいの市町村の児童扶養手当担当課にお問い合わせください。